

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、財政援助団体等監査の結果を次のとおり公表する。

令和5年2月24日

南三陸町監査委員 芳賀長恒

南三陸町監査委員 及川幸子

（別紙）

## 1 はじめに

本監査は、南三陸町が補助金等の財政的援助を与えているもの及び地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものについて、南三陸町監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に準拠し、実施したものである。

## 2 監査を執行した監査委員

南三陸町監査委員 芳賀長恒

南三陸町監査委員 及川幸子

## 3 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

## 4 監査の対象

### （1）補助金

次の団体等に対し令和3年度に交付した補助金に関し、町の所管課等が行った事務及び財政援助団体等が行った出納関係事務等

財政援助団体等	補助金の名称
南三陸地区防犯協会	防犯活動事業費補助金
寄木地区自主防災会	南三陸町自主防災活動支援事業費補助金
P T G 南三陸	おらほのまちづくり支援事業補助金
個人	空き家利用促進事業補助金
林行政区	被災地域交流拠点施設整備事業補助金
登米市南三陸地区保護司会南三陸分会	保護司会活動事業費補助金
個人	南三陸町廃材等処理助成金
（同）でんでんむしカンパニー	南三陸町チャレンジ農業支援補助金
個人	南三陸町農業次世代人材投資資金
石浜契約会	漁船運搬設備整備事業費補助金
個人	起業支援補助金
旧林際小学校運営組合	新型コロナウイルス対応南三陸町商工観光事業者公募型補助金

財政援助団体等	補助金の名称
(一社) 南三陸町観光協会	新型コロナウイルス対応商工観光事業者消費回復事業費補助金
個人	就労奨励金
(一社) 南三陸町シルバー人材センター	シルバー人材センター運営費補助金
南三陸町立志津川中学校	中体連県大会等出場費補助金
南三陸町立歌津中学校	中体連県大会等出場費補助金

※略称について

(同) …合同会社、(一社) …一般社団法人

(2) 公の施設の指定管理者

次の団体に対し令和3年度に支出した公の施設の指定管理料等に関し、町の所管課が行った事務及び当該団体が行った指定管理業務に係る出納関係事務等

指定管理者	管理施設	所管課
ひころの里コンソーシアム	南三陸町ひころの里	農林水産課

5 監査の着眼点

(1) 補助金交付事務所管課等

- ① 事務処理は法令等に適合しているか
- ② 補助金交付要綱等は整備されているか
- ③ 補助金額の算定、交付決定、交付時期、手続等は適正か
- ④ 補助金交付の目的及び対象事業の内容は明確か

(2) 財政援助団体等

- ① 補助金の請求、受領は適正に行われているか
- ② 補助金に係る出納関係帳票の整備、記帳は適正か
- ③ 事業は計画及び交付条件に従って実施されているか

(3) 公の施設の指定管理業務所管課

- ① 指定管理者の指定は、適正、公正に行われているか
- ② 管理に関する経費の算定、手続等は適正か
- ③ 指定管理者に適時に報告を求め、又は指示しているか

(4) 公の施設の指定管理者

- ① 施設は、適正に管理されているか
- ② 協定等に基づく業務の履行は適正か
- ③ 管理業務に係る出納関係帳票の整備、記帳は適正か

## 6 監査の実施内容

### (1) 監査の期間

令和4年12月23日（金）～令和5年2月7日（火）

### (2) 監査対象課等

総務課、企画課、保健福祉課、環境対策課、農林水産課、商工観光課、  
教育委員会事務局

### (3) 監査の方法

関係書類に基づいて、一連の事務手続について調査を実施した。

また、関係職員及び関係団体から事務処理状況並びに業務執行状況等について聴き取りを実施した。

## 7 監査の結果

補助金の交付事務所管課等における事務手続に関し、一部において補助対象経費が明確でないままに交付決定した補助金、補助団体の規約が不存在であるにも関わらず交付した補助金、補助金等交付規則に反した事務手続のもとに交付した補助金及び制定した補助金交付要綱に不備があると言わざるを得ない補助金を確認した。これらについては、当該補助金所管課等の所属長から意見等を聴き取った上で、指摘し、今後においては、然るべき対処されたい旨を伝えた。

また、今回任意に抽出し、監査を行った17件の補助金等のうちから2件の補助金を抽出し、当該補助金の交付を受けた団体（いわゆる「財政援助団体」）から聴き取りを実施した。その結果、当該団体において実施した事業については、おおむね妥当に実施されていたことを確認した。

公の施設の指定管理業務の所管課において行われた事務及び当該施設の指定管理者が実施した管理業務等に関して監査を実施した。その結果、書類の管理及び施設の管理については、おおむね良好であることが確認された。

## 8 結び

今回の監査は、令和3年4月に発覚した町補助金の不正流用事案を踏まえ、町として再発防止に取り組んでいる中で交付された補助金等を対象とした監査であった。

補助金等の交付手続等において、事務の改善等が必要と思われる事項の数は、昨年度に実施した監査と比べれば、その数は減少していると感じられたが、いまだ不適当な事務手続等も散見されている。

今後においても、なお一層、補助金交付事務の適正化に取り組まれることを期待し、結びとする。